

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和4年5月27日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
 秋田県監査委員 佐藤 正一郎
 秋田県監査委員 高橋 洋樹
 秋田県監査委員 半田 直樹
 財 32
 令和4年4月18日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎
 秋田県監査委員 佐藤 正一郎
 秋田県監査委員 高橋 洋樹
 秋田県監査委員 半田 直樹
 様

秋田県知事 佐竹 敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年3月10日付け監委一801で報告のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所管課名	医務薬事課
監査年月日	令和4年1月27日		
<p>（指摘事項）</p> <p>固定資産台帳の記載内容に不備があり、貸借対照表及び損益計算書に誤りがあるので、今後は適切な会計処理に努めること。</p>			
<p>（所管課措置状況）</p> <p>リハビリテーション・精神医療センターのホームページ（ソフトウェア）については、資産として固定資産台帳に記載されるとともに、当該時点の簿価、減価償却累計額及び臨時利益が貸借対照表及び損益計算書に計上されています。</p> <p>また、ファイナンスリース期間が経過し、既に返却されているにもかかわらず固定資産台帳上に記載のあった機器については、固定資産台帳から除かれております。</p> <p>加えて、県立病院機構では、固定資産管理規程に基づき固定資産を管理しておりますが、これまでリース資産について、その減価償却や除却について実務的な規程が定められていなかったことから、今般、規程を整備し、令和4年4月1日に施行されております。</p> <p>今後とも、会計や資産に関する規程を遵守し、適切な会計処理に努めるよう指導してまいります。</p>			